

[事案 27-25] 保険料払込免除請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人の誤説明があったことを理由に、申立人配偶者死亡による保険料払込免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下のとおり、募集人に誤説明があったので、保険料払込免除としてほしい。

- (1)平成 17 年 1 月に、第一子の学資保険を契約したが、契約時、契約者を自分の配偶者にしなくてよいか質問し、「保険料の引落口座を配偶者名義にしておけば、契約者名が自分でも配偶者でも、受ける保障は同じである」との誤った説明を受け、「自分が契約者の方が保険料は少なく得」と説明されたので、自分を契約者とした。
- (2)平成 19 年 11 月に、第二子の学資保険の契約に際しても、何の指摘もなかったことから、自分を契約者とした。
- (3)募集人（代理店）の誤説明がなければ、配偶者を契約者にしており、配偶者死亡により保険料払込免除の保障を受けられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)第一子の契約の勧誘時、募集人は、申立人が主張するような説明はしていない。また、募集人または同行した当社職員が、保険料払込免除を含む保障内容について説明しており、保険料払込免除については、契約者（申立人）に万が一のことがあった場合に適用されることを説明している。
- (2)第二子の契約の勧誘においても、保険料払込免除については、契約者に万が一のことがあった場合に適用されることを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書を含む）にもとづく審理の他、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人、代理店の募集人 2 名、および同行した保険会社職員に対して事情聴取を行なった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人から説明を受けたと主張する内容は、保険の保障としてあり得ない内容であり、第一子の契約の説明時に用いられた設計書には保険料払込免除の要件が明記されていることから、明らかに異なる内容の説明を募集人が行ったとは考えずらく、通常と異なった説明を行ったと認めるに足りる特段の証拠が見当たらない本件においては、申立人の主張するような誤説明があったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。